

	<p>り、その請求書にご利用の内訳が記載されております。</p> <p>文面： 計量⇒検査⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付</p> <p>特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。</p> <p>また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承くださいませでしょうか。</p> <p>また、同時にこの流れについては予めご了承くださいませでしょうか。</p>	<p>(前頁に回答記載)</p>
8	<p>第 10 条 (燃料費調整)</p> <p>以下の文言を追記していただけないでしょうか。</p> <p>『なお燃料費調整額の算出式は、一般電気事業者と同一とする。』</p>	<p>条文の追記はできません。</p>
9	<p>第 13 条 (発注者の解除権)</p> <p>発注者の責に帰すべき事由について記載がございませんので、</p> <p>下記 13 条の 3 を追加の上、下記文言を参考に追加をお願いできますでしょうか。</p> <p>『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は当該日から契約期間満了の日までに係る</p> <p>予定使用電力量に契約金額(電力量金単価)を乗じて得た額と契約電力に契約金額(基本料金単価)を乗じて</p> <p>得た額の合計額の 100 分の 10 に相当する金額を受注者に支払わなければならない。』</p>	<p>電力需給契約書 第16条のとおりです。</p>
10	<p>第 14 条の条項名が記載されておりませんでした。</p> <p>こちら条項名がある場合は記載をお願いいたします。</p>	<p>『(発注者の任意解除権)』として記載のとおりです。</p>

- 注1 この質疑応答書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。会社名を記入する必要はありません。
- 注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。